

# 子どもを虐待から守るために

## ●児童虐待とは

親または親に代わり現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達をそこなう行為のことを言います。

## ●虐待が子どもに与える影響とは

児童虐待は、子どもの生命を脅かし、将来にわたり心を深く傷つける犯罪であるばかりでなく、長期間、適切な養育環境が提供されなければ、身体の発育不良、非行や犯罪、性格行動上の問題行動、心的外傷後ストレスなど様々な影響を残し、中には、次世代に虐待的親子関係を引き継ぐ危険性すらある重大な社会問題なのです。

## ●次の行為が「児童虐待」として禁止されています

### ○身体的虐待

- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな障害を生じさせる行為。
- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さつりにする、異物を飲ませる、冬戸外に締め出す、縄などによる身体的に拘束するなどの生命に危険を及ぼすような行為。

### ○性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強制、教唆など。
- 性器や性交を子どもに見せる行為。

### ○心理的虐待

- ことばによる脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返す言。
- 子どもの自尊心を傷つけるような言葉など。
- 他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする。

### ○養育の怠慢・拒否(ネグレクト)

- 子どもの意思に反して学校等に登校させない、重大な病気になっても通院させない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど子どもの健康・安全への配慮を怠っている。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- 食事を十分に与えない、入浴させない、下着など長期間ひどく不潔なままにする極端に不潔な環境の中で生活させるなど、食事衣類、住環境などが極端に不適切で、健康状態を損なわせるなどの無関心・怠慢など。
- 子どもを遺棄する。



## ●ここに連絡・相談してください。(通告義務)

◎虐待を受けた子どもを発見した場合は通告義務があります。

◎通告された方の秘密は守られ、間違っても通告しても処罰されることはありません。

◆北見児童相談所 ☎0157(24)3498 番

◆紋別保健所 ☎③ 3108 番

◆紋別市保健センター ☎④ 3355 番

◆紋別市家庭児童相談室 ☎④ 2111 (内線 240・447 番)

◆民生委員・児童委員 連絡先については社会福祉協議会 ☎③ 2350 番に問合せください。

## ●問合せ先

社会福祉課児童家庭係 ☎④ 21111 内線 446 番まで